

## すでに大分市から児童手当の支給を受けている者

### ◆受給資格が消滅となる場合

青字は様式があります。

手続きが必要な場合（例）	手続き	必要なもの
(1) 受給者が市外（または国外）へ転出する場合 (2) 受給者が公務員となった場合 (3) 児童が死亡した場合（支給対象児童がいなくなった場合） (4) 離婚し、児童と別居した（している）場合（生計を同じくする支給対象児童がいなくなった場合） (5) 児童を監護しなくなった場合または生計要件を満たさなくなった場合（支給対象児童がいなくなった場合） (6) 受給者が未成年後見人でなくなった場合 (7) 受給者が父母指定者でなくなった場合	<b>受給事由消滅届</b> (大分市で児童手当の受給資格を消滅させるための手続き)	①届出者(窓口に来る者)の顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証 等)

#### 【重要】

- ・消滅の手続きは事実発生後（転出予定日、公務員となった日 等）速やかに行ってください。（手続きが遅れたことにより過払いが発生した場合には手当の返還が生じます。）
- ・受給者が市外転出する場合で引き続き手当の支給を受ける場合は、転出予定日の翌日から 15 日以内に転出先の市区町村で新規申請手続きを行ってください。
- ・受給者が国外転出する場合は、転出予定日の翌日から 15 日以内に国内に残って児童等を監護する配偶者等が新規申請手続き（受給者交代）を行ってください。
- ・受給者が公務員（法人等へ派遣されている方や職員団体の専従職員を除く。）となった場合で引き続き手当の支給をうける場合は、公務員となった日の翌日から 15 日以内に勤務先で新規申請手続きを行ってください。